

2014年3月7日

三重県農林水産部  
農産物安全課  
食の安全・安心班 御中

## 平成26年度三重県食品監視指導計画（案）ならびに 農畜水産物安全確保監視指導計画（案）に対する意見

津市桜橋2丁目135 ハイフジタ1F  
三重県生活協同組合連合会  
食の安全委員会  
TEL059-228-9913 FAX059-228-9915

日ごろより当会へのご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、2月6日付の標記計画（案）に対する意見募集にもとづき、下記の意見を提出いたします。

### 記

#### 1. 食品監視指導計画（案）について

##### (1) I 組織体制

##### 1) 「3 食品衛生監視員等の育成」

監視及び試験検査体制の維持のため関係者の育成は必要不可欠であり、計画（案）に明記されたことは評価できると考えます。人の育成は継続的に行われるべきと考えることから、毎年途切れることなく育成計画を明記して実施されることを要望します。

##### (2) II 施設の衛生監視と食品の検査に関する取組

##### 1) 「1 監視指導に関する事項 1-2 重点監視指導」

観光地対策を食中毒予防の重点監視事項に位置づけたことは、観光産業にかかわる食品関連事業者等への食中毒防止の意識向上につながることを考えます。また、観光客に対しても本県の食の安全・安心確保に対する考え方のアピールにもなります。計画にもとづく監視指導と啓発活動を確実に推進されることを要望します。

2) 「1 監視指導に関する事項 1-3 施設の立ち入り検査に関する監視指導」

(2) の一斉取締りに関して、年末の時期は厚生労働省と同じ時期で実施してはどうでしょうか。このことにより、国との連携が可能になることが期待できると考えます。

また、ノロウイルス対策は飲食店、集団給食施設、食品製造業に加えて宿泊施設等も対象にした監視指導を強化していくことを要望します。

3) 「2 食品等の試験検査等に関する事項 2-1 基本的な考え方」

平成 24 年度から 2 年間実施された、食品中の放射性物質検査については、現在も東京電力福島第一原子力発電所から放射性物質が海に放出されている報道があります。水産業は本県の主な産業であることから、水産物を対象に放射性物質の検査を継続的に実施されることを要望します。

米穀の偽装を受けての DNA 検査ならびに微量元素測定等の化学的検査が実施されることは消費者の安心と米穀の表示の信頼回復につながり、たいへん良いことだと考えます。

4) 「3 違反等を発見した場合の対応に関する事項」

違反事例に対しての公表ならびに告発等の措置が明記されたことは、本県の強い態度が示されており、たいへん良いことだと思います。違反事例が発生した場合、対応と事実の公表が迅速に行われることを要望します。

(3) V 食品の適正表示に関する取組

1) 「1 基本的な考え方」

昨年 10 月に全国各地で発覚した食材の不適切表示は本県においても宿泊施設等において同様の事案が発生しました。表示は消費者が商品等の選択をおこなう際の唯一の拠り所です。食品表示の監視指導については、食品衛生法及び JAS 法に加え、景品表示法の観点からも実施するとともに、県庁関連部局間の連携を強めた監視指導をおこなうことを要望します。

2) 「4 食品表示に係る相談、普及啓発等に関する事項 4-2 食品表示一元化に対する取り組み」

表示の一元化に関する情報は法令との関係から生産者、事業者は県の研修会等を通しての支援もあり比較的収集しやすい環境にあると思います。消費者向けの学習会、情報提供の場も設定されることを要望します。

3) 「6 通常監視に関する事項」

各保健所がおこなう食品表示に関する通常監視は、本計画の「Ⅱ 施設の衛生監視と食品の検査に関する取組」に合わせておこなわれますが、レストラン等の飲食店においても実施されことを要望します。

4) 「7 内部通報に基づく立ち入り検査に関する事項」

これまで発覚した様々な事案では内部通報を発端とした例が少なくないと思われます。内部通報等の受理後は本県の「内部通報等対応マニュアル」にもとづいた対応が行われますが、通報者の保護の内容は広く事業者や県民に広め、内部通報に対する不安が払拭されるような環境が整備されることを要望します。

(4) VI 食の安全・安心の相互理解に関する取組

1) 「1 基本的な考え方」

食品安全に対するリスクに対する説明がされていますが、「食品安全のリスクは、0 であることが望まれます…」は削除して、「食品安全のリスクは完全に 0 にはできません。」との表現に改めたほうが、消費者には伝わりやすいと考えます。

2) 「2 リスクコミュニケーションに関する取組」

平成 25 年度 (3/3 現在) では、10 回 213 名の実績が報告されていますが、概要までは報告されていません。リスクコミュニケーションをさらに促進させるためには、特色のある事例、先進的な事例を共有し県内での取組みが広がるような環境をつくっていくことが必要です。リスクコミュニケーションの事例の開催情報の提供を広くおこなうことを要望します。また、昨年の米穀の偽装表示や食材の不適切表示をテーマに取り上げたリスクコミュニケーションを開催し、本県の対応と対策を県民や事業者に示して下さい。このことで食の安全・安心確保に対する県民の意識も高まっていくことが期待できると考えます。

また、県内各地の農林水産物の産地では食の安全確保にむけて、衛生管理の強化、さまざまな取組みが行われていますが、それらの取組みが県民にあまり知られていないのが現状です。こうした取組みに関する情報発信は産地の力だけでは限界があります。消費者と生産者(団体)の交流会等で相互理解が促進されるように行政が積極的に支援することを要望します。

そのために県民、食品等事業者、行政で構成する協議会やネットワークの等を構築し、本県においてリスクコミュニケーションが促進されることを要望します。

3) 「4 コンプライアンス意識の向上に関する事項」

事業者にとってコンプライアンスの重要性を機会毎に説明することで、事業者の意識向上につながることを期待されます。計画通りに説明がおこなわれることに期待します。

2. 農畜水産物安全確保監視指導計画（案）について

(1) III 米穀等に係る監視指導

1) 「1 米トレーサビリティ法にもとづく監視指導」

昨年 10 月に発覚した米穀の偽装は米に対する信頼を損ね、県民の食の安全・安心に対する不信感を高めることになりました。特別監視指導を平成 26 年度も継続し、そのための予算確保も行って下さい。また、通常の監視指導に際しては、関連会社間の取引や新たな取引先の増加、取扱量の増加等も監視の際のポイントに設定しての監視指導をおこなうことを要望します。

(2) その他

今年からページ構成が変更され、関係法令、対象、立入検査の内容、違反があった場合の対応がわかりやすく記載されています。消費者の立場からもある程度理解できる内容ですが、今後もさらに消費者に理解しやすい監視指導計画を作成されることを要望します。

3. その他（食品監視指導計画（案）、農畜水産物安全確保監視指導計画（案）の共通事項）

○食品衛生監視指導計画案等に対する意見募集はホームページを中心に告知が行われていますが、県民への周知が図られている状況にはありません。さまざまな立場からの意見を募るためには、ホームページだけでなく、みえ・くらしのネットワークの会員をはじめとするさまざまな消費者団体、食品等事業者（団体）にも個別に案内していくことを要望します。

また、意見募集の期間を1ヶ月としています。より長い期間で意見を募集し、多くの方が意見を出せるような環境が整備されることを要望します。

○最後に、本計画が未然防止に焦点をあてた監視指導がおこなわれること、そのための予算措置や体制の確立、機構改革を要望します。

以上